

高福第592-1号  
令和3年9月9日

各介護サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
岸田 正寿（公印省略）

県が実施する高齢者施設職員向けPCR検査から  
日本財団が実施する検査への移行について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在本県が実施している高齢者施設職員向けPCR検査につきましては、9月18日以降、日本財団が実施しているPCR検査へ移行することといたしました。

各施設の感染防止の取組が進んでいることもあり、本県の高齢者施設の平均感染者数は現在2人程度に抑えられています。基本的な感染防止対策を引き続き徹底していただきますとともに、下記の日本財団のPCR検査を御活用いただきますようお願いいたします。

記

○ 日本財団が実施するPCR検査事業の概要

- 1 対象施設 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援
- 2 検査期間 令和3年10月31日まで 週1回実施
- 3 検査費用 無料
- 4 申込方法 日本財団ホームページから施設・事業所単位で申込んでください。  
<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/2020corona/pcr-center>  
（「日本財団 無料PCR検査」で検索）
- 5 問い合わせ先 上記ウェブサイトからお問い合わせください。

担当：施設・事業者指導担当  
電話：048-830-3247